

(被紹介者の退職に対する報酬の返還)

採用された被紹介者が入社後以下の期間内に被紹介者の都合によりまたは就業規則違反等の責に帰すべき事由により退職した場合は、第2条による成功報酬を以下の通りの割合で計算された額およびその金額に対応する消費税等を甲に返還するものとする。

3ヶ月以内・・・ 50%

なお、甲の被紹介者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職の場合はこの限りではない。